

大坂町奉行所支配と畿内近国地域社会についての覚書

その他のタイトル	Note on the Dominion of the Osaka Magistrate Office and the Regional Society in "Kinai (畿内)"
著者	岩城 卓二
雑誌名	史泉
巻	78
ページ	30-43
発行年	1993-09-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/00025403

大坂町奉行所支配と畿内近国地域社会についての覚書

岩 城 卓 二

一 問題の所在

近年、近世中後期に地域社会が獲得した地域運営体制についての研究が盛んである。私も主に畿内近国をフィールドにそうした問題に取り組んでいる一人であるが、畿内近国において地域社会を論じようとするとき、藪田貫氏の仕事の検討を避けて通ることはできない。昨年、氏は一連の仕事を大著『国訴と百姓一揆の研究』として上梓された。氏の大きな問題関心は表題からも知られるように近世民衆運動の検討にあるが、そこでは単なる階級・階層配置、要求分析に止まらず、国訴・百姓一揆を生み出した地域社会の運営体制とその原理、とりわけ頼証文の発見と惣代、さらに地域入用管理体制についての探求がなされ、本書は近世国家・社会論とも言える分厚い内容になっている。こうした体系だった藪田氏の仕事の一部を取り出して、その是非を云々することは慎まねばなら

ないのであろうが、私の現在の問題関心に強引に引き付けて論評することで、畿内近国地域社会研究を進めるうえでの手がかりを私なりに模索してみたい。

さて最初に藪田氏の地域社会論の内容を簡単に整理しておきたい。

氏によると、近世中後期の農民は村社会に浮上した問題群たとえば株仲間、頭組織、勸化、廻在者、奉公人、日雇い等に関わる問題について村々が連合し、在地法秩序を形成することによって対処しようとした。この在地法秩序は日本の各地で郡中議定、組合議定というかたちで検出できるが、この村々が形成した地域社会は幕府・藩という領主権力の対応の違いによってふたつの過程を歩むことになる。ひとつは公儀の権威に依存しながらも先の諸問題に農民が自主的に対応する地域管理体制を追求したタイプで、主に畿内近国で展開する。いまひとつは領主権力が農民の形成した在地法秩序を取り込み、領主権力による地域国家化が展開されるタイプで、畿内

近国以外の地域では多くの場合この方向をとるようになったという。そして前者を第二類型、後者を第一類型と類型化し、このふたつを近世後期地域社会のふたつのタイプと位置付けている。

このふたつの地域社会のうち藪田氏は第二類型、すなわち畿内近国では公儀への依存性を示しながらも、所領が散在し、個別領主や村限りの対応では有効性を欠くため、地域制原理で村々が連合し、農民自らが地域社会を管理していること、それは農民の自律性の拡大であると高く評価している。氏がこの第二類型を評価する具体的理由は領主ごとの領主制原理ではなく、領主関係をこえ地域的な利害関係の共通性で村々が自主的に結集・連合していること、そこでは村役人の間で委任関係が結ばれており、それは代議制の前期的形態と評価できること、さらに必要経費を不均衡を是正しながら村役人間の協議によって割り付けていることであり、こうした農民の自主的地域管理性が追求されていることに内なる近代化の芽を見出だそうとしているのである。

この氏の見解はその後の地域社会研究に大きな影響をあたえ、たとえば奥村弘氏は第二類型のような地域社会も領主支配から完全に自由ではなく、他律的に領主支配を請負うという側面はあるものの、武士身分が直接権力の担い手にならないような政治社会領域が形成・拡大していることの意義を評

価すべきだと述べている^⑤。これに対して久留島浩氏は領主制原理の村連合、具体的には幕領組合村を素材に、藪田氏が言うような村役人間の委任関係や入用管理体制は地域制原理よりも領主制原理の村連合に見出だせること、さらに他律的支配の請負いに注目し、そこで培われる村役人の政治運営能力を民衆的行政能力の歴史的蓄積の問題として評価しようとしている^⑥。つまり藪田氏と違って、他律的支配の請負いという点に注目して、そこに日本の近代化の過程を探ろうというのである。

藪田氏は畿内近国の地域社会の自主性を手放して評価しているわけではない、公儀の権威に依存するという側面も無視しているわけではない。しかし氏の仕事を畿内近国地域社会論として読んだとき、主に近世前期を対象としているとはいえ、氏に『撰河支配国』論^⑦という大坂町奉行所の役割を論じた仕事があるだけに、この地域を広域的に支配した大坂町奉行所への目配りが殆どみられないことがどうしても気になる。「国訴の全体的理解にさいし経済的基盤にのみ比重がかかり、国訴を生みだす地域の経済構造・政治構造に対する認識は弱かった。筆者がいまあらためて、国訴を再検討、再評価してみるべきだと考える理由の一半は、ここにある」と、氏は国訴研究に取り組む姿勢を述べている^⑧。しかし以下の分析では畿内近国地域における政治構造を考えるうえで軽視で

きない大坂町奉行所の役割については殆ど言及せず、当地域の地域社会は「支配国」という支配の枠組みからだけでは説明できないということを主張するに止まっている。

大坂町奉行所支配は領主關係をこえて広域的に展開しており、藪田氏が領主關係をこえて結集する地域制原理の村連合を評価するのであれば、地域制原理で支配を展開する大坂町奉行所の存在・役割の位置付けを欠いたまま論を展開することは適切とは思えない。私は畿内近国地域社会像を構築するうえで、この地域の政治支配構造、とりわけ大坂町奉行所と個別領主による二元的支配が展開していたことは重要であると考えているし、農民の形成する地域社会もこうした領主の政治支配構造と無縁ではないと思う。大坂町奉行所広域支配という要素を入れてみると、畿内近国地域社会はどういう姿を浮かび上がらせるのであろう。さらに当地域における領主制原理の村連合は如何なる役割を果たしていたのであろう。こうした点の検討に畿内近国地域社会論としての藪田氏の仕事を批判的に継承する手が必要があるように思える。

そこで本稿では久留島氏の指摘を受けとめ、大坂町奉行所広域支配と地域社会の關係、さらに当地域における領主制原理村連合の固有の役割という観点から畿内近国地域社会について考えてみたい。そしてそれは井上勝生氏が早くから指摘していた第二類型における公儀の權威に依存するということ

の意味を追求する手がかりにもなると考えている。^⑦

二 畿内政治支配研究の分析手法

ここでは畿内近国における大坂町奉行所の役割を考えるうえで必要な姿勢、有効な分析手法について、畿内政治支配研究を代表する安岡重明氏、八木哲浩氏、藪田貫氏の仕事から学んでいきたい。

さていまから三〇年以上も前に安岡重明氏によって提唱された「非領国論」^⑧は畿内政治支配の性格を考えるうえで、貴重な仕事である。とりわけそこで用いられた分析手法はその後、諸研究にも影響を与え、いまだに有効な手法として我々は受け継ぐことができる。その仕事を概観しよう。

畿内では所領が分散・錯綜していること、所領入り組のため大坂町奉行所の裁判権が強化され、幕府支配権が私領に浸透していくこと、大坂・堺といった幕府直轄都市が当地域で果たした役割の大きさとそこで展開される大坂町奉行所の産業統制が個別領主支配にも影響を与えたこと、大坂町奉行所の触が私領にも通達され、幕府の直接支配が行われていたこと、以上の事実からわかるように、畿内では領主権が貧弱であり、個別領主は自らの領地を領國的に編成できなかった。一方大坂町奉行所を通じて広域的な支配を展開する幕府も直

轄領である幕領の分散性ゆえに、支配の強化ができなかった。つまり畿内では所領が分散・錯綜し、大坂町奉行所と個別領主という二元的支配が展開していたがために、幕府も個別領主も大名領國的な権力集中が行えなかった。安岡氏はこうした特色を持つ畿内地域を大名領国に対して、特殊な封建制「非領国」という概念で説明したのである。

現在の学界状況からみれば、「非領国論」が明らかにした事実、問題設定、あるいは論の進め方について修正されるべき点はある。しかし所領配置、大坂町奉行所の広域支配権（裁判権・行政権、直轄都市市場の役割という三つの関連性から畿内政治支配の特質を論じた安岡氏の手法は高く評価されるべきだし、いまだにそれは有効な分析手法である。また藪田氏が批判するように畿内の政治支配を特殊な封建制として位置付けようとしたことは「非領国論」の最大の難点であろうが、政治支配の在り方・質を考えるうえでその地域が置かれた政治・経済上の役割という地域差の観点を導入したことは特筆すべきである。現象の違いは発展段階の差に解消されるのが一般的であり、地域差などは殆ど考えられなかった当時の学界状況を推し量ると、これは卓見であろう。

安岡氏が「非領国論」を唱えたのに対して、八木哲浩氏は大坂城を中心とした秩序だった所領配置の発見をもとに畿内Ⅱ幕府領国論を展開した。氏によると、大坂城を中心に幕領、

その周縁に旗本領、そして比較的離れたところに定番大名領・役職大名領が配置されるというように、所領は一応の秩序をもって配置されていた。また領主の交替も役職大名領ではみられるものの、一八世紀以降その他の所領の領主は持続的であった。こうした幕領、旗本領、定番大名領、役職大名領は一七、八世紀を通じて、幕府（具体的には大坂町奉行所）の直接的支配力の強いところ、多数の封建官僚・直属家臣勢力に支えられた幕府領国である、と氏は畿内地域を評するのである。一方畿内地域には地元の本拠地を持つ尼崎・高槻・岸和田等の大名領があるが、こうした地元大名領では大坂町奉行所の広域支配の制約をうけながらも、一応独自の領域支配を展開していたとする。つまり畿内地域の在り方を幕府領国と地元大名領国という二構成から説いたのである。

八木氏の仕事は漠然といわれていた畿内所領配置の分散・錯綜、領主交替の激しさ等の諸点を綿密に検証し、その認識を改めさせた貴重な研究であるが、畿内近国地域を考えるうえで氏の分析手法から特に学びたいことは次の点である。すなわち大坂町奉行所が個別領主支配に与える影響や浸透の度合いを検討するうえで、所領に一定の地域的まとまりをもつ地元大名とそれ以外の領主、というように個別領主の性格の違いを考慮した点である。畿内では何れの地域にあつても大坂町奉行所の広域支配権が等しく及ぶのではなく、領主の性

格によつてその影響は違ふといふことなのである。これは大坂町奉行所広域支配権と地域社会の關係を考へるうえで、輕視できない視点である。地元大名領の村々と幕領・旗本領等の村々の形成する地域社会は、同じ畿内であつても質的に異なる可能性があることを予想せねばなるまい。

こうした安岡氏の「非領国論」、八木氏の幕府領国論に対して、藪田貫氏は「摂河支配国論」を唱へた。藪田氏は八木氏が言うような所領配置が大坂の陣後形成されていく過程、畿内地域における商品流通の展開と直轄諸都市の役割、大坂町奉行所広域支配権の内容を行政権（幕令の通達、国役・諸役の賦課、知行割り、幕領の管掌、寺社の管轄、交通の管掌、新田開発）と裁判権の側面から追求し、同地域政治支配の歴史的展開を明らかにした。そのうえで摂河両国は大坂町奉行所の「支配国」という概念で捉えられるとしたのである。この藪田氏の仕事によつて畿内政治支配論は一層の厚みを増したが、その最大の功績は特殊な構造をもつ畿内政治支配論という域をでなかつたこの地域の政治支配研究を封建制論一般にまで高めたことだ。

畿内政治支配が特殊封建制と考えられたひとつの要因は大坂町奉行所と個別領主という二元的支配が既存の封建制の理解では説明できなかったことにある。ところが藪田氏はこれを脇田修氏の仕事を援用しながら次のように説明した。すな

わち近世知行は軍事統率権、知行宛行権、年貢課役権、裁判権等を含む地域支配権を内容とし、全国支配権の分割委任という形式をとること、そして支配権であるがために国郡知行となり、大名以下の支配権は旗本を除けば可能な限り大名権力に吸収されるのである。こうした近世知行の在り方からすれば、旗本領、役職大名領、公家領、寺社領等が分散・錯綜する畿内近国では国家支配権の分割委任は大名権力ではなく、大坂町奉行所の「支配国」という形態をとらざるをえない。そこに大坂町奉行所と個別領主という二元的支配が行われる理由があつた、と藪田氏は説明するのである。

この藪田氏の説明の是非を論じる力量は私にはない。しかし大坂町奉行所と個別領主の二元的支配をとる畿内の政治支配が近世封建制のひとつの形態であると考へられるようになったことによつて、その政治支配の在り方と無縁ではない畿内近国地域社会も決して特異なものではないことになる。それは他地域の地域社会と畿内地域社会の違いだけでなく、同一側面にも目を向けることの大切さを教えてくれているように私には思える。

藪田氏の仕事の意義について私はこのように考へているが、ただ留意すべきは、「摂河支配国論」であつて、そこでは和泉国、播磨国については殆ど言及されていないことである。このうち和泉国には大坂町奉行所の他に、堺奉行所が広域支

配を展開していた^③。両者の広域支配の關係については不明な点が多いが、和泉国と摂河両国では広域支配の質が違っていたことが予想される。八木氏の指摘した個別領主の性格の違いに加えて、広域支配の質は国ごとに違ふということも考えねばなるまい。それはまたそこで成立・展開する地域社会の性格にも関わってくるのではなからうか。

以上、畿内政治支配研究を代表する安岡、八木、藪田三氏の仕事を概観し、主にその分析手法から学ぶべき点を整理してみた。畿内政治支配は所領配置、大坂町奉行所の広域支配権、直轄諸都市の役割の三側面から検討することが必要であり、大坂町奉行所広域支配権の展開は個別領主の性格や国ごとの違いを考慮しなければならない。幕藩制国家の枢要地域として大坂町奉行所と個別領主による二元的支配が展開した畿内近国地域社会の在り方を明らかにするには、こうした当地域の政治支配構造との相互関連性を無視してはならない、と私は考えている。

三 大坂町奉行所支配の展開

農民の形成する地域社会の在り方と無縁ではない当地域の政治支配構造は所領配置、大坂町奉行所の広域支配権、直轄諸都市の役割という三側面から検討することが必要とはいえず、

現在の私にはそれを全面的に展開する能力はない。そこで、はじめに述べたように大坂町奉行所の広域支配権の問題に絞って、当地域における政治支配の構造をもう少し丹念に考えてみたい。

大坂町奉行所が触を私領にも通達したこと、その産業統制が影響を与えたこと、さらに大坂町奉行所支配権の内容等は指摘されているものの、その通達・徹底のための仕組みは案外検討されていない。大坂町奉行所と「支配国」内の村々はどういう回路で結ばれていたのであろう。そこで大坂町奉行所の政策・意思を村々に伝える重要な手段である触の通達方法を手がかりに大坂町奉行所支配の回路をみていきたい^④。

さて大坂町奉行所が「支配国」内に通達する本触は次のような二種に大別できる。

まず町奉行の官名によって通達される本触。一例をあげてみよう^⑤。

諸国酒造之義、先達而改之上御料私領共休株之分以来酒造難成旨触置候処、休株ニても相応之冥加等納候向茂有之由相聞候得共、追而及沙汰候迄ハ休株冥加之義差出ニ不及候間、其旨相心得可申候、右之趣御料ハ其所之奉行・御代官、私領ハ領主・地頭ノ酒造休株之者へ可申渡候右之趣江戸被仰下候ニ付触知候間、村々庄屋年寄寺社家承知之段肩書令印形、郡切村次順々無滞相廻シ、触留村

る土佐番所へ可持参者也

寛政貳庚戌年

石見
土佐

「石見」「土佐」のように町奉行の官名によって通達される触は、この休酒造株の法令のように「江戸被仰下」た法令と「支配国」内独自の地域法令の場合があるが、ともに大坂町奉行所支配を遂行するうえでの基本法令である。そして「触知候」という文言が示すように命令調であり、上意下達的色彩が濃い。この種の触は「郡切村次順々無滞相廻シ」、すなわち郡を単位に通達され、触留村から大坂町奉行所へ返却された。郡内での通達方法は不明であるが、郡単位である以上、領主の同一性に関係なく廻達されることになる。そしてこの通達の仕組みは近世を通じて機能した。

次に官名は記載されず、「大坂御番所」や大坂町奉行所の一機構である川奉行が通達主体となるタイプ。これは「支配国」内の特定地域への通達に用いられ、老中・若年寄・大坂城代・大坂町奉行所役人等の通行を知らせる時に用いられていることが多い。特定地域であっても幕政上重要と思われる触は官名触が通達されていることから、官名触と大坂御番所触・川奉行触には触としてのランクがあったと推測される。

また大坂御番所触は老中・大坂城代、川奉行触は町奉行所役人の通行を知らせるときに用いられており、両者にも触とし

てのランク付けがあったのではなからうか。官名触よりも触としての重要性は劣るとはいえ、その通達方法も「川筋村々」というように、領分をこえて廻達されていた。^⑧

このように官名触、番所触、川奉行触等内容に依じて触が使い分けられていたというものの大坂町奉行所の触は基本的には領分をこえた地域制原理で廻達された。その廻達方法の具体的様相は不明ではあるが、関係全村に廻達され、最後は大坂町奉行所へ返却されるという仕組みが機能していたのである。そしてその必要経費は村々で負担していたことは疑いない。「支配国」の村々は領分をこえて、すなわち地域制原理で大坂町奉行所支配を他律的に請けていたのである。^⑨

こうした地域制原理の大坂町奉行所触は近世を通じて存在したが、中後期になると新しい触の形態が加わることになる。いわゆる用達触だ。用達についてはすでに別稿で検討してきたところなのでその概要を記すと、用達とは「支配国」内に所領をもつ領主ごとに置かれ、中後期大坂町奉行所の支配系統として機能したが、その用達の基本的役割が用達触の通達である。この用達触は一八世紀に入ると用いられるようになり、大坂町奉行所の触で示された方針の補足・細則・運用の通達や政策の事前調査等の役割を果たした。通達方法は領分単位、すなわち領主制原理に基づいている点が既存の町奉行所触との違いである。また大坂町奉行所触同様、上意下達の

側面もあつたが、政策に対する農民の意向を窺い知るといふ大坂町奉行所触にはない機能をあわせもつていた。用達触を通じた打診に対して村々は領分ごとの寄合を開催し、賛成・反対意見を大坂町奉行所へ回答していたのである。大坂町奉行所触では知られないようなきめの細かい支配が用達触を通じて行われているし、ここでは農民の意向を政策に反映しようとする大坂町奉行所支配の展開を見て取ることができるといふ。

また用達を介して市場・物価・治安調査等も行われており、「支配国」内の村々は領主制原理でも大坂町奉行所支配を他律的に請けていたといえる。関東改革組合村のような目につく変化でないためこれまで全く注目されてこなかったが、一八世紀以降大坂町奉行所「支配国」ではそれまでの地域制原理に加えて領主制原理の用達を活用した支配回路が新たに機能していたのである。確かに領主制原理の活用も農民にとつては他律的に支配を請けていたことには違いないが、用達触をはじめとする用達の様々な活躍をみると、それは既存の地域制原理とは質の違う支配の請負いである。単なる上意下達ではなく、農民の意向を積極的に支配に反映しようとする大坂町奉行所の姿勢、また農民の側も支配を活用しようとしているという点で、大坂町奉行所支配は質的に転換しているし、領主制原理の活用はその転換に対応するものであつた。

地域制原理だけでなく領主制原理も活用しはじめた中後期

大坂町奉行所支配であるが、決してどちらかだけの原理が重視されたのではなく、また時代とともに一方だけに収斂していくわけでもない。ただ用達触は当初地域制原理である郡単位で通達されていたのが、領分単位に変わったことは重要な事実である。すなわち大坂町奉行所にとって農民の意向を反映した支配を展開していくうえでは地域制原理ではなく、領主制原理の村連合の方が有効な受け皿として機能していたといふことになるからである。

では中後期の「大坂町奉行所支配を他律的に請けていた領主制原理の村連合は如何に機能していたのであろう。畿内近国の領主制原理に基づく村連合について、私の関心に応えてくれるような研究は少なく、とりわけ幕領組合村研究は乏しい。私も詳しく論じるだけの蓄積を持ち合わせていないが、幕領組合村についての知見を簡単に述べることによつて、当該地域における領主制原理村連合の意義を考えてみたい。

畿内近国の幕領をみたとき、驚かされるのは支配地の分散・錯綜の激しさである。時期によつて違いはあるが、畿内近国では大坂・京都・大津・宇治・信楽等に代官所を構える代官七、八名が幕領支配を担当していた。各代官所の支配地は錯綜しており、一郡、あるいは一国内に数代官所の支配地が点在していた。とりわけ摂津・河内両国は複数の代官所の支配地が錯綜しており、たとえば延享五（一七四八）年の摂津・

河内の幕領は摂津が六代官所、河内が七代官所によって分割支配されていた。元文二（一七三七）年の河内国の郡ごとの支配状況をみると一郡ですら一代官所支配とはなっていないし、同じ幕領であっても自村はA代官所、隣村はB代官所というような有様である。さらに一〇五年程度で支配替が行われるため、ある年の各代官所の支配村を知ることすら容易なことではない。これまで幕領を一括りにしてきたためあまり注意されていないが、畿内近国の幕領はこのように代官所ごとに極めて分散・錯綜していたのである。しかしこうした分散・錯綜状況にもかかわらず幕領組合村は年貢徴収単位や嘆願闘争の単位として機能しているし、毎年のように起こる組合村構成村落の変更にも村々は対処していた。村同志の意思疎通を行うための寄合も開かれ、勸化等には協力して対処している。また支配代官をこえた幕領間の情報交換・協力も行われていた。同一代官所支配地や同じ幕領であるというだけで、郡も国もこえて組合村として結集する幕領村々の姿とその組織運営能力は領分単位であると言うだけで、当地域で成立する地域制原理の村連合と比べても決して見劣しない。むしろ地域的な広がりという点では地域制原理の村連合を凌いでさえいる。

幕領組合村をはじめとするこうした領主制原理村連合の内実と大坂町奉行所支配との具体的な関係については今後の研

究課題ではあるが、この原理は領主支配だけでなく、用達を介して大坂町奉行所支配も他律的に請けていた。中後期の畿内近国地域社会では地域制原理の村連合に見劣しないだけの組織運営能力を備えた領主制原理の村連合も確実に機能していたのである。こうした領主制原理の村連合が大坂町奉行所支配を請ける単位として整備され、農民の側からもこの支配回路を積極的に活用するようになるのは用達との間で勤め向に関する議定書が交わされるようになる一八世紀後半から一九世紀初頭頃と考えられるが、とき同じくして国訴でも領主制原理の村連合の役割が大きくなっていることは大切なことである。それは領主制原理の村連合を単に他律的に代官所や大坂町奉行所の支配を請けるだけの村連合として片付けてはいけないことを示しているし、当該期の地域社会自体が領主権力、とりわけ大坂町奉行所支配との関係を捨象しては語れないということの証左のように、私には思えるのである。

以上雑駁な主張を繰り返してきたが、整理すると次のようになる。すなわち他律的支配の請負いといってもその支配の性格は一八世紀中頃を境に転換しており、一概に他律的支配の請負いと片付けるのではなく、支配の性格変化を見極めること、そして質的に転換した大坂町奉行所支配を請けていた領主制原理の村連合が地域社会で果たした役割も正当に評価すべきであるということ、この二点である。それは他律的支

配の請負いと単純には片付けられないし、支配の質を変えようとする農民と農民の要求も反映させながら支配を展開しようとする大坂町奉行所、この両者の関係を見極めることができる領主制原理の位置付けは当地域の地域社会像を構築するうえで不可欠である、と私は考えている。

四 領主制原理と地域制原理の村連合

畿内近国においても領主制原理の村連合は確実に機能しており、それは当地域の広域支配を担う大坂町奉行所支配を他律的に請けるという側面を備えていたこと、この領主制原理の回路は時代とともに積極的に活用され、この村連合は地域制原理の村連合に劣らない運営能力を持ち、地域社会において一定の役割を果たしていたことを述べてきた。しかしこの村連合は所領の分散性に規定されて、大坂町奉行所や個別領主支配を請ける組織としては有効に機能したが、勸化・廻行者・奉公人等領主制をこえて地域的に展開する諸問題には十分対処できなかったし、そのため地域制原理に基づく村連合が成立していたこともまた事実なのである。領分ごとに結集する領主制原理の村連合と領分をこえて結集する地域制原理の村連合は一体どういう相互関係にあったのであろう。そこで藪田氏が民費協議制と評した地域入用管理体制の問題から、

この点を考える手がかりを模索してみたい。

藪田氏は地域制原理の村連合では費用の割賦に際して高割り・家割り・村割りが駆使され村ごとの負担の不均衡を是正する措置がとられていたことを高く評価している。領主権力に取り込まれた第一類型や領主制原理の村連合では通常費用割りは総高割りであるのに対して、第二類型では負担の均質化ははかられていたことを指摘することによって、地域制原理の村連合の組織運営能力の高さとそこに内なる近代化の芽を見出だそうというのである。しかし総高割りであるから不均衡なのではなく、また高割り・家割り・村割りが併用されているれば不均衡が是正されているのでもなく、それは村連合として地域社会で担っていた役割の違いが如実に反映されていたためである、と私は考えている。このことはこの時期村社会において村入用の負担方法として高割りが担っていた役割を追求することによって明らかになる。

近世の村には村の必要経費である村入用があつたが、その割賦方法は時代の推移とともに高割り・家割り・反別割り等が用いられ複雑になってくる。こうした負担方法の多様化は負担の均質化というよりも誰がその費用を負担すべきなのかという観点に基づくものであり、村社会ではときには村方騒動を経験しながら、それぞれの負担方法の意味付けを行っていった。その過程で高割りは領主支配関係の費用を割り付け

る方法、家割りは農民の生活に関わる費用の負担方法という性格を持つようになっていった。こうした負担方法に対する意味付けが高割りや家割りに完全に浸透し、明確に使い分けられていたわけではないが、高割りが支配関係費用の割賦方法であるという意識は近世中後期の畿内近国村社会では形成されつつあった、と私は考えている。この村社会で形成されていた負担方法の意味付けを考えると、領主支配を他律的に請ける側面が強い第一類型や領主制原理の村連合では高割りが中心になるのはむしろ自然なことである。そして領主支配を請けるという側面が弱く、勸化・廻在者・奉公人等農民の生活に関わる諸問題を扱う地域制原理の村連合では高割り・家割り・村割りが駆使されることも、当時の農民が獲得しつつあった負担方法の意味付けという事実からすると、それほど不思議なことではない。むしろ畿内近国地域社会では領主支配を請ける領主制原理では高割り、農民の生活問題をはじめ多様な諸問題を扱う地域制原理では高割り・家割り・村割りが併用されていること、それは畿内近国農民がそれぞれの村連合の役割に応じた負担方法を用いているということであり、そのことの方が興味深い。農民たちは両者が地域社会で担っている役割を明確に見極めていたのである。そして地域制原理だけでなく領主制原理もあわせて全体として当地域の地域社会を眺めたとき、それぞれの村連合ごとに誠に理にか

なつた組織運営、役割分担がなされていたように思える。つまりどちらか一方だけで地域社会は成り立っていたのではなく、両者の緊密な関係と統合の上に畿内近国地域社会は成立していたと考えねばならない。

畿内近国地域社会をこのように捉えてみると、国訴の組織化の過程で領主制原理の村連合が果たした役割を評価できるし、さらには領主制原理の村連合を加えることによって藪田氏の立論から落ちてしまう個別領主支配の問題も組み込んだ畿内近国地域社会論が構築できるのではなからうか。

五 今後の課題

摂津国内の小村を知行するある小旗本は「当村方、是迄地方御役人無御座、万端村役人取斗向兼々被仰渡候、尤御地頭様遠路之御事故、無抛臨時急変等出来候ハ御頼有之候ニ付、大坂奉行所江御断申上、御下知次第取斗申候」というようなことを知行所村々に申渡していた。またこの旗本は触も大坂町奉行所から通達されることを見込んで、自分からの通達は省略している⁸⁰。この旗本の領主権は大坂町奉行所が補完しており、そうしたこの地域の政治支配構造は大坂町奉行所支配の浸透の度合い、個別領主権の強弱、あるいは「非領国」、幕府領国ということだけではことすまない近世国家論全体に

関わる問題が含まれていたと考えられる。

年貢徴収とは直結しない大坂町奉行所支配が展開し、それを前提にしながら年貢徴収だけは行使する小領主が存在するという畿内近国の政治支配構造は決して特殊なものではなく、むしろ近世国家が到達した典型的な支配形態だ、と私などは考えている。この地域では市場経済の顕著な発展がみられたことは周知の事実であり、こうした市場経済が発展した地域において年貢徴収、換言するならば土地所有とは直結しない大坂町奉行所支配の領域が成立・展開していることの意味は大きい。そのことを考えるひとつの手がかりが中後期大坂町奉行所支配の回路として機能していた領主制原理であるし、そこに介在する用達・用聞と呼ばれた「御用」請負人たちなのである。藪田氏が言う内なる近代化に魅力を感じつつも、畿内近国では大坂町奉行所と個別領主による二元的支配が展開していたこと、そのうち大坂町奉行所支配の意味付けは欠くことができないと思うし、その点にこそ畿内近国で地域社会論を論じる固有の意味が見出せるのではないかと感じている。そしてそこには「公儀の権威に依存しながらも」という一句ではすまされない近世国家から近代国家への移行を考えるうえで重要な意味が孕まれているのではなからうか。

確かに畿内近国農民が領主関係をこえて自主的に村連合を構築したことの意義は大きい。しかし大坂町奉行所がそもそ

も領主関係をこえて地域制原理で支配を展開していたこと、農民の形成した地域制原理の村連合もその「支配国」という大坂町奉行所支配の枠組みをこえて、たとえば山城・大和等京都町奉行所「支配国」の村々を含めて結集していないことも事実なのである。さらに八木哲浩氏の言うような尼崎・高槻・岸和田等一定の領域的まとまりをもつ個別藩領の村々の動向も十分に位置付けられているわけではない。先に指摘したように大坂町奉行所支配が国ごとに違ふという点から言えば、和泉国の村々の国訴の組織化は誠に示唆的である。すなわち同国では大坂町奉行所と堺奉行所の二元的広域支配が展開していたが、そのうち堺奉行所は近世を通じて領主単位に支配を展開していた。そのことと関連するかのようには和泉国の国訴組織化は一領限りの村連合の連携であり、摂津・河内のように地域制原理の村連合は生まれなかつたのである。こうした事実からも知られるように、領主側の政治支配構造の位置付けを欠いたまま、民衆の形成した地域社会のみをとりだすことは一面的なのではなからうか。

所領配置、個別領主権と大坂町奉行所支配の性格、さらには直轄諸都市との関係等々、畿内近国地域社会論を構築するには様々な要素を組み込まねばならない。しかしこうした点も藪田氏の仕事があるからこそ問題にできるのであり、いずれも今後の課題であることはいうまでもない。

註

- ① その研究史整理は、渡辺尚志「日本近世における地域」〔『歴史科学と教育』一〇、一九九一年〕に詳しい。
- ② 藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』（校倉書房、一九九二年）。
- ③ 奥村弘「近代国家形成期における地域社会把握の方法について」〔『日本史研究』三二六、一九八九年〕。
- ④ 久留島浩「近世後期の『地域社会』の歴史的性格について」〔『歴史評論』四九九、一九九一年〕。
- ⑤ 藪田貫『摂河支配国論』（『近世大坂地域の史的分析』、御茶の水書房、一九八〇年）。
- ⑥ 藪田註②本四七頁。
- ⑦ 藪田氏が一九八七年度日本史研究会大会報告を行った際の井上氏の発言。その内容は『日本史研究』三〇七（一九八八年）に掲載されている。
- ⑧ 安岡重明『日本封建経済政策史論』（有斐閣、一九五九年）。その後刊行された『増補版日本封建経済政策史論』（晃洋書房、一九八五年）には、「非領国」論批判に対する反論も掲載されている。
- ⑨ 藪田註⑥論文。
- ⑩ 八木哲浩「大坂周辺の所領配置について」〔『日本歴史』二二二、一九六七年〕、同「幕府領国と尼崎藩」〔『地域史研究』一四一三、一九八五年〕。
- ⑪ 藪田貫「近世畿内所領構成の特質」〔『ヒストリア』七三、一九七六年〕、同註⑤論文。
- ⑫ 脇田修『織田政権の基礎構造』（東京大学出版会、一九七五年）、同『近世封建制成立史論』（東京大学出版会、一九七七年）。
- ⑬ 藪田氏はこの点について、「大坂周辺には摂河（大坂町奉行管轄）と和泉（堺奉行管轄）の一次的支配国とともに、摂河泉（播）におよぶ二次的支配国（大坂町奉行）という、支配国の重層性が存在し、これが一〇〇〇カ村をこえる国訴のもうひとつの枠組となつた」（藪田註②本五一頁）と述べている。
- ⑭ 触の通達については、安岡氏が「非領国論」の展開に際して注目したところである（安岡註⑧）。
- ⑮ 「芦屋市史」資料編二、九頁。
- ⑯ 大坂町奉行所の触は内容、通達主体、通達範囲等から分類する必要がある。そうした分類は大坂町奉行所支配の性格を考える有効な手段になりうるであろう。
- ⑰ 「支配国」の村々が大坂町奉行所関係の費用を負担していたことは、熊谷光子「相給村落研究によせて」〔『歴史科学』一八、一九九二年〕に詳しい。ただし町奉行所が相給村落の場合、知行所ごとではなく、一村を単位に支配していたという指摘には同意しかねる。氏が明らかにしたのは村での負担の実態であり、それが大坂町奉行所支配の原則を反映していたと考えることは論稿で提示された実証の範囲では無理がある。帯刀人に関する触をはじめ触で「其村之庄屋」というような表現をとるのはごく普通であり、「其村」とは一村を意味するのではなく、相給の場合は知行所ごとである。それは氏自身が分析されたように、実際の帯刀人届けでは知行所単位になっていることから明らかである。ただ

出火・行き倒れのように村の領域全体に関わる問題では一村が単位となつて届け出たということは指摘のとおりであろう。

⑮ 拙稿「大坂町奉行所と用達」(『日本史研究』三四九、一九九一年)、同「近世村落の展開と支配構造」(『日本史研究』三五五、一九九二年)。

⑯ 前田美佐子「摂河泉幕領における郡中惣代制について」(『ヒストリア』一〇七、一九八五年)は貴重な仕事である。

⑰ 拙稿「上方八カ国幕領支配について」(有坂隆道先生古稀記念『日本文化史論集』、同朋舎、一九九一年)。

⑱ 前田註⑩論文。

⑲ 用達と村の間で勤め向に関する議定書が交わされるようになることは、大坂町奉行所支配や領主制原理の村連合、さらには支配の質を考えるうえで大切なことである。またこのころから民本主義的な代官論が展開されるようになることも支配の質的転換を考えるうえで見逃せない事実である(羽賀祥二「領知権の解体と『民政』」(『日本史研究』二八九、一九八六年)。

⑳ 村役人が政策主体として成長することを指摘した谷山正道「近世後期の地域社会の変容と民衆運動」(『歴史学研究』一九九一年)はこの点を考えるうえで貴重な論点を提供している。また村役人が支配に積極的に関与しようとするこの意義については、別に検討を試みた(拙稿「『御用』請負人と近世社会」、『国立歴史民俗博物館研究報告』四七、一九九三年)。

㉑ 菅原憲二「近世村落の構造変化と村方騒動(下)」(『ヒストリア』六二、一九七三年)。拙稿「近世村落における出作百姓の役

割」(『地域史研究』二一―三、一九九二年)。

㉒ 『江戸書状』(関西大学出版部)。

㉓ こうした点については、水本邦彦「畿内近国社会と近世的国制」(日本史研究会近世史部会一九九一年一〇月部会報告)から多くのことをご教示いただいた。

㉔ この点は藪田氏自身も指摘している(藪田註②本五一頁)。

㉕ 和泉国では堺奉行所も領主関係をこえて触を傳達していたが、その傳達方法は領分単位であった。これは大坂町奉行所との違いである(熊谷光子氏のご教示による)。

(国立歴史民俗博物館助手)